

新宮市ホームページ広告取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、新宮市有料広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に基づき、インターネット上に公開しているホームページへの有料広告(以下「広告」という。)掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 ホームページへ掲載する広告は、広告主の指定するホームページにリンクするバナー広告とし、掲載内容及びリンク先として広告主が指定したホームページの内容については、要綱第2条の規定に順ずるものとする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦60ピクセル×横160ピクセル
- (2) 8Kバイト以内
- (3) GIF形式
- (4) アニメーションは、可とするが、画面が点滅するものは部分的なものも含め不可とする。

3 次に掲げる表現は禁止する。

- (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等の操作手順を模した表現
- (2) アラートマーク、テキストボックス、プルダウンメニューを模した表現
- (3) 市が実施する事業名に類似した表現
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

4 前各号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、市と広告主が協議の上、決定するものとする。

(広告の枠数)

第3条 広告の枠数は、最大8枠とする。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載場所は、ホームページのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置は、市が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

2 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とする。

3 広告掲載期間内に、機器の保守作業等によりホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間の

延長は、行わないものとする。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年2月1日から施行する。

附 則(新宮市内規第5号)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。